自動車税種別割の納税通知書等に付随する継続検査等（車検）用納税証明書への領収日付印に係る「取扱期限」の表示について

栃木県

栃木県では、令和６(2024)年度以降、自動車税種別割に係る納税通知書等の右側に添付している継続検査等（車検）用納税証明書へ、領収日付印に係る「取扱期限」（以下、「取扱期限」という。）を表示しております。

納税証明書に押印された領収日付印の日付が取扱期限内のものに限り、継続検査等（車検）用の納税証明書として使用することができます。領収日付が取扱期限を過ぎている場合、納税証明書として使用ができませんのでご注意ください。

※　取扱期限は、納税通知書等の種類及び発付日により異なります。

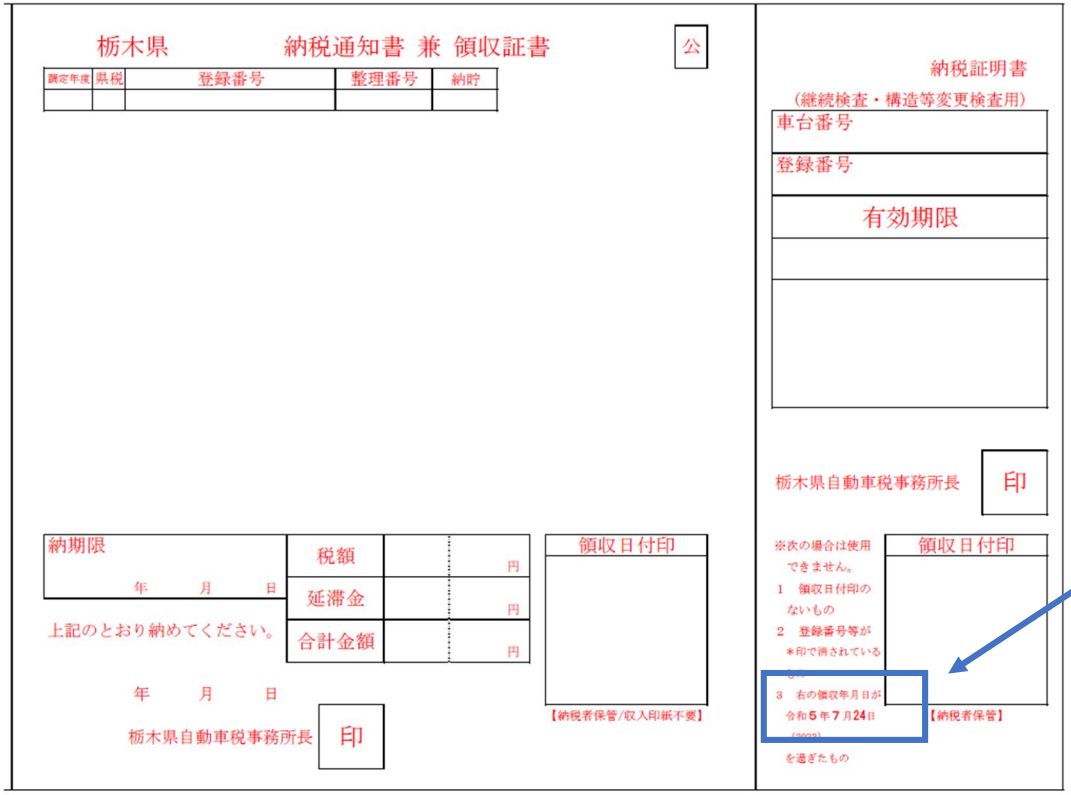

継続検査等（車検）用納税証明書の領収日付印に係る「取扱期限」

（例）取扱期限が令和６年７月 24 日の場合

・領収日付が、令和６年７月 24 日まで ⇒ 納税証明書<u>有効</u>

・領収日付が、令和６年７月 25 日以降 ⇒ 納税証明書<u>無効</u>